

# しおん大谷保育園重要事項説明書（入園のしおり）

## 1. 施設の目的及び運営の方針

### （1）運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	宗教法人本眞寺
事業者の所在地	大阪市此花区島屋3丁目6番32号
事業者の連絡先	(06)-6461-2805
代表者氏名	代表役員 西村 正淳

### （2）施設の概要

種別	保育所							
名称	しおん大谷保育園							
所在地	大阪市此花区島屋3丁目6番32号							
連絡先	(施設の電話番号) (06)-6466-2805 (施設のFAX番号) (06)-6465-2805							
施設長氏名	西村 恵子							
開設年月日	平成29年4月1日							
利用 定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	(3号)	0人	0人	10人	10人	9人	9人	38人
事業所番号	2710051005835							
当園の 基本理念・ 方針	<保育理念> とともに生き、ともに育ちあう保育の実践 <保育方針> (1)子どもが安全、健康に過ごせる環境を用意し、健全な心身の発達を図る保育を目指す (2)ひとり一人を大切にし、自主性を育む保育を目指す (3)基本的な生活習慣を身につけ、自律できる保育を目指す (4)集団生活を通して、友達との関わりの中で社会性を身につける保育を目指す (5)家庭と共に子どもの成長を見守る保育を目指す							

### （3）施設と主な設備の概要

建物	構造	鉄骨造4階建のうち1～4階、屋上
	延べ面積	306.57㎡
	調理室	1室
	保育室	2室
	遊戯室・食堂	1室
	屋上園庭	
設備の種類	冷暖房・床暖房・暖房便座・幼児用キッチン・プール	
その他	屋上園庭 97.53㎡、島屋公園 495㎡、コミュニティ広場 1650㎡	

(4) 職員体制（令和8年4月1日 現在）

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤
園長	園務を司り、所属職員を監督	1	1	0
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び保護者に対する保育に関する指導を行う	10	6	4
保育従事者士	保育士の指示を受け業務を補助する	2	1	1

正規の勤務時間帯（7：30～18：30）※シフトによる

(5) 児童の利用状況（毎年度5月1日）

	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和5年度	6人	8人	8人	5人	27人
令和6年度	9人	7人	9人	8人	33人
令和7年度	10人	10人	9人	9人	38人

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分（11時間）
	保育短時間	午前8時00分～午後4時00分（8時間）
時間外保育	保育短時間	朝：午前7時30分～8時00分 夕：午後4時00分～午後6時30分
開所時間	月～金曜日	午前7時30分～午後6時30分
	土曜日	午前8時00分～午後5時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

※実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

※入所時に慣らし保育を行います(期間・スケジュールは保護者と相談の上、個別に決定します)。

※1月4日、8月12～15日のお盆期間及び3月31日は家庭保育協力日としますので、ご家庭での保育にご理解ご協力ください。

※共同保育について

早朝や夕方、土曜日等の利用が少ない場合に、1か所の保育施設で保育を行う「共同保育」を実施しています。開所時間や保育の提供時間は変更ありません。

対象日、保育を実施する場所、対象保育施設等については、以下のとおりです。

対象日	早朝・夕方、土曜日や自由登園期間中の利用園児が少ない時
保育実施場所	しおん大谷保育園
対象の保育施設等	しおん大谷保育園めばえ（小規模保育事業A型）

## (7) 提供する特定教育・保育の内容及び利用料等

当園は子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

### ①利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額(月額)を市町村にお支払い下さい。

### ②特定利用負担額及び実費、保育短時間認定子どもの延長保育に係る利用者負担

別表1 (特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
2歳児レッスン料	リトミック、体操	月額 2,000円
3歳児レッスン料	知育、リトミック、体操、英語	月額 3,500円
4・5歳児レッスン料	リトミック、体操、英語	月額 2,500円

別表2 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
2号認定子どもに係る給食費	食事の提供に要する費用を徴収	主食費:月額 2,000円 副食費:月額 4,700円 土曜保育利用時 330円/日
行事費	遠足等に係る交通費や施設使用料	年間 2,000円程度
寝具リース料	保護者の負担軽減、感染予防対策	月額 1,100円
制服・体操服・通園バッグ代	入所時に3歳児以上が購入	19,400円
月間絵本	定期購読料	月額 500円
教材費	クレヨン、はさみ等の購入費用	入所時 4,000円程度

別表3

項目	金額
保育短時間認定子どもの延長保育に係る利用者負担	30分毎 500円

※別表1、別表2のうち2号認定子どもに係る給食費及び寝具リース料、別表3に係る費用は、翌月はじめに保護者に請求し、翌月10日に口座振替にて園に支払うものとしてます。

## (8) 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

①食事の提供方法：自園調理（名阪食品に委託）、給食おやつとも卵不使用。

②食事の提供を行う日：保育を提供する日は、行事日等を除き毎日食事の提供を行います。児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
2・3歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃
4・5歳児	—	11時45分頃	15時頃

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

③ アレルギー対応状況：除去食にて対応。食物アレルギー対応マニュアル有

## (9) 年間行事予定

4月	入園・進級を祝う会、花まつり	10月	合同体育遊び、南御堂幼児合同参拝
5月	端午の節句、ｽｯｰﾌﾞﾌｪｽﾃｨﾊﾞﾙ	11月	子ども報恩講、勤労感謝の日
6月	内科・歯科健診、虫歯予防デー	12月	内科健診、人形劇鑑賞、リミック参観
7月	七夕、プール・水遊び、防火教室	1月	お正月遊び
8月	プール・水遊び	2月	節分、成長展、交通安全教室
9月	プール・水遊び、お月見	3月	桃の節句、遠足、お別れ会、卒園式

※その他随時：お誕生日会、保育参加・保育参観、クラス・個人懇談、身体測定

## (10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

### 【2号・3号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	市が行う利用調整による
利用の開始	入所決定され支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。
利用の終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む)</li> <li>・保護者から退園の申出があったとき</li> <li>・利用継続が不可能であると市が認めるとき</li> <li>・契約違反その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul> ※原則として退園する月の1カ月前までに、退所届を提出して下さい。

### 利用に当たっての留意事項

- ・登園は9時15分までをお願いします。
- ・当日に欠席、又は登園が遅れる場合は9時までにご連絡ください。
- ・保育必要時間内での迎えをお願いします。やむを得ず迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合には必ずご連絡をお願いします。
- ・熱が37.5℃以上ある場合は登園できません。また、登園後に37.5℃以上の発熱がある場合には迎えの連絡をさせていただきます。
- ・学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、医師に意見書を記入してもらって登園して下さい。
- ・与薬の取り扱いについては医療行為にあたるため、原則として投薬できません。慢性疾患等で、医師が服薬を必要と判断した場合にはご相談下さい。

## (11) 緊急時における対応方法及び嘱託医

特定教育・保育の提供中、児童に体調の急変などがあった場合、速やかに保護者又は緊急連絡先、その他医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じます。

### ①嘱託医

医療機関の名称	谷本医院
医院長名又は医師名	谷本尚穂
所在地	大阪市此花区西島3-18-22
電話番号	(06)-6469-1077

## ②嘱託歯科医

医療機関の名称	医療法人蘭桜会(スミレ歯科・立花歯科)
医院長名又は医師名	立花 薫
所在地	大阪市此花区西島 4-2-10
電話番号	(06)-6464-6444

### (12) 非常災害対策

災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

防火管理者	西村 恵子
消防計画届出年月日	平成 29 年 3 月 23 日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施します。
防災設備	自動火災報知設備・消火器・非常警報器具/設備・誘導灯・避難器具を備えています。カーテン・敷物・建具等で可燃性のものの防災処理あり
避難場所	一時避難所：島屋公園(地震・火災)、当園 4 階遊戯室(津波) 収容避難所：大阪市立島屋小学校
緊急時の連絡手段	LINE、専用保育アプリ、電話

### (13) 相談・要望・苦情窓口

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

当園利用 相談窓口	・窓口担当者・責任者 西村 恵子(園長) ・ご利用時間 9:00 ~ 17:00 ・電話番号 (06)-6466-2805 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	近藤 遼(大阪市私立保育連盟会長) 電話番号 (06)-6761-1171
顧問弁護士	リーヴ法律事務所 柴田 洋平 電話番号 03-5336-3390

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

### (14) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育施設向け総合保険
保険の内容	施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・傷害保険
保険金額	対人 5 千万円・1 事故 5 億円・対物 1 事故 100 万円

※免責金額：対人・対物ともそれぞれ 1 事故 1 万円

### (15) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や

秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ず第三者に提供することはありません。

また、保護者は、園を利用して知った情報を、第三者に提供しないでください。

(16) 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨  
なし

(17) 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	なし	
自己評価の実施状況	毎年度実施	非公開

(18) 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

(19) 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として、障がい児保育を行っています。

(20) その他留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
暴風警報等発令時	保育所開所時間に発令された場合、原則として休業します。保育所開所後に発令された場合、発令された時点で休業します。速やかなお迎えをお願いします。
臨時休業	災害等による交通機関の運転取りやめ等により、保育所の運営が困難な場合(必要な職員数を確保できない場合、停電時、建物の被害状況により安全な保育に支障をきたす等)